

○相模原市公契約条例施行規則

平成23年12月26日

規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬)

第2条 条例第6条の規則で定める賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める賃金又は請負代金とする。

(1) 条例第6条第1号アに規定する者 同号に規定する対象工事請負契約(以下「対象工事請負契約」という。)に係る作業に従事したのものとして支払われる賃金のうち、基本給、家族手当、通勤手当、労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条第1項及び第4項の割増賃金その他市長が定めるもの

(2) 条例第6条第1号イに規定する者 対象工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(3) 条例第6条第2号に規定する者 同号に規定する対象業務委託契約等(以下「対象業務委託契約等」という。)に係る作業に従事したのものとして支払われる賃金のうち、労働基準法第37条第5項の規定により同条第1項及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除いたもの

(一部改正〔平成26年規則120号〕)

(契約の範囲)

第3条 条例第6条第2号及び第11条第2号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、市長が特別の理由があると認める契約を除く。

(1) 庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の警備業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。)、清掃業務、設備運転監視業務又は案内業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

(2) 給食(受注者の調理場で調理を行う給食を除く。)の調理業務の委託に関する

る契約又は労働者派遣契約

- (3) データ入力業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
- (4) 窓口受付業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する業務をその一部に含む業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

(全部改正〔平成26年規則120号〕)

(台帳の記載事項)

第4条 条例第8条第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に労働報酬が支払われるべき日
- (2) 対象労働者に係る条例第6条に規定する労働報酬下限額
- (3) 対象労働者に係る条例第8条第5号の規則で定める方法により算定する時間数
- (4) 対象労働者に係る条例第8条第5号に規定する基準額
- (5) 対象労働者に支払われた労働報酬の額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成26年規則120号〕)

(従事した時間数の算定方法)

第5条 条例第8条第5号の規則で定める方法は、労働報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数(以下「割増時間数」という。)を加算する方法とする。

- (1) 1日について8時間を超えて対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 休日において対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数
- (3) 午後10時から午前5時までの間に対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

2 対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に割増

時間数を加算して得た時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(一部改正〔平成26年規則120号〕)

(条例第8条第5号に規定する規則で定める期間)

第6条 条例第8条第5号の規則で定める期間は、14日とする。

(公表する事項)

第7条 条例第8条第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象工事請負契約又は対象業務委託契約等の名称
- (2) 対象工事請負契約又は対象業務委託契約等の締結日
- (3) 受注者の住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成26年規則120号〕)

(身分証明書)

第8条 条例第10条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(出資法人等)

第9条 条例第12条の規則で定める出資法人等は、別表に定めるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条(条例第6条第2号に係る部分に限る。)の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月15日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に公告し、又は通知する対

象業務委託契約(相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条第2号に規定する対象業務委託契約をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に公告し、又は通知する対象業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第35号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第60号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第120号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条(相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「条例」という。)第6条第2号に係る部分に限る。)から第7条までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する相模原市公契約条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第69号。以下「改正条例」という。)による改正後の条例(以下「新条例」という。)第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約等について適用し、施行日前に公告し、又は通知した改正条例による改正前の条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約については、なお従前の例による。

3 改正後の第3条(条例第11条第2号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に指定管理者(新条例第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行った公の施設の管理については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日規則第40号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

(一部改正〔平成24年規則67号・25年16号・35号・26年60号・
令和2年40号・3年66号〕)

名称
相模原市土地開発公社
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人相模原市健康福祉財団
公益財団法人相模原市産業振興財団
公益財団法人相模原市民文化財団
公益財団法人相模原市スポーツ協会
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
公益社団法人相模原市シルバー人材センター
公益社団法人相模原市防災協会
公益社団法人相模原市観光協会
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
株式会社さがみはら産業創造センター

別記様式（第8条関係）

（表）

		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、相模原市公契約条例第10条第1項及び第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
相模原市長		印

（裏）

相模原市公契約条例(抜粋)
(立入調査等)
第10条 市長は、対象労働者から前条の規定による申出を受けその申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は第8条第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項の履行状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、対象労働者を使用する者その他の関係者(受注者を除く。以下「使用者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規格 縦6.5センチメートル、横9センチメートル)

別記様式(第8条関係)

(一部改正〔平成26年規則120号〕)